

(案)

朝 ● 第 号
和 ● 第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事様

朝霞市長 富岡 勝則

和光市長 松本 武洋

朝霞和光資源循環組合の設立の許可について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、令和2年10月1日から、朝霞和光資源循環組合を設立したいので、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 申請理由 別添1のとおり
- 2 規約 別添2のとおり
- 3 協議書（写） 別添3のとおり
- 4 議決書（写） 別添4のとおり
- 5 協定書（写） 別添5のとおり

理 由 書

現在、朝霞市及び和光市（以下「両市」という。）では、両市が保有するごみ処理施設において、一般廃棄物の中間処理を各市単独で行っていますが、両市が保有するごみ焼却処理施設は、老朽化による処理能力の低下や維持管理コストの増加が課題となっています。

そこで、平成 30 年（2018 年）8 月には、建設用地を和光市内として焼却施設を共同で建設することとした「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」（以下「合意書」という。）を両市の間で締結しました。また、合意書に基づき、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会を設置し、ごみの広域処理体制の構築に向けた検討及び協議を本格的に開始しました。その中で、本事業を実施する事業主体のあり方についても検討しました。

広域行政制度のうち、「事務の委託」については、両市の団体規模に大きな差異はないことや、広域処理施設は人口がより少ない和光市に整備されることから、事務の委託により両市のごみ処理を実施することは適切でないと考えました。

「広域連合」は、基本的には広域計画が必要となる多数の団体による事務処理の共同化を目的とするため、2 市のごみ処理を行う場合には事務処理等に無駄が多くなり、今回の事業には適切でないと考えました。

以上を踏まえ、「一部事務組合」については、ごみ処理事業を所掌する事例が多く、本事業においても一部事務組合による事業を実施することが望ましいと結論付けました。

なお、既存の組合（朝霞地区一部事務組合）への編入については、法人設立・運営コストの低減と準備期間の短縮というメリットはあるものの、一部事務組合の事務処理及び意思決定がより複雑化し、実際の事業運営段階において、両市住民にとってもごみ処理のあり方に積極的に関与しづらくなるという大きな問題があります。両市のごみ処理広域化では、将来的には全てのごみ種を対象として、より効率的な広域処理を目指すこととしており、対象事業は拡大・発展することが見込まれるため、複合的一部事務組合としての処理は将来的にさらに難しくなることが予想されます。このことから、複合的一部事務組合としての実施には課題があり、実現が難しいと考えました。

以上のことから、両市のごみ処理広域化にあたっては、新たに 2 市による一部事務組合を設立することとし、設立許可を求めるものです。

朝霞和光資源循環組合規約

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 組合の議員（第 5 条—第 7 条）

第 3 章 執行機関（第 8 条—第 1 2 条）

第 4 章 経費（第 1 3 条）

附則

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この組合は、朝霞和光資源循環組合（以下「組合」という。）という。

（組織）

第 2 条 組合は、朝霞市及び和光市（以下「構成市」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第 3 条 組合は、次に掲げる事項の事務を共同処理する。

- (1) ごみ広域処理に係る計画の策定に関すること。
- (2) ごみ広域処理施設の設置及び稼働後の管理運営（組合設立の際現に構成市が設置している施設に関するものを除く。）に関すること。
- (3) 前 2 号に附帯する事務に関すること。

（事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、和光市広沢 1 番 5 号、和光市役所内に置く。

第 2 章 組合の議員

（議員の定数及び選挙の方法）

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）の定数は 1 0 人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

朝霞市 5 人

和光市 5 人

- 2 組合の議員は、構成市の議会においてその議会の議員のうちから各 4 人を選挙し、他の各 1 人は、構成市の議会の議長（以下「構成市の議長」という。）の職にある者をもって充てる。

（任期及び失職）

第 6 条 組合の議員の任期は、構成市の議会の議員の任期による。

- 2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 組合の議員が、構成市の議長である者にあつては当該議長、構成市の議会

の議員である者にあつては当該議員でなくなつたときは、同時にその職を失う。

(補欠議員の選出)

第7条 組合の議員が欠けたときは、直ちに補欠議員を選出しなければならない。

第3章 執行機関

(管理者及び副管理者の設置及び選任の方法)

第8条 組合に管理者1人及び副管理者1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、構成市の長の協議により構成市の長のうちから、これを定める。

(任期)

第9条 管理者及び副管理者の任期は、構成市の長の職にある期間とする。

(職務権限)

第10条 管理者は、組合を統轄し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

(職員)

第11条 組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。

2 職員の定数は、組合の条例でこれを定める。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議員及び識見を有する者のうちから組合の議会の同意を得て、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合の議員のうちから選任される者にあつては組合の議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。

第4章 経費

(経費)

第13条 組合の経費は、組合の事務により生ずる収入その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、別表の割合をもって構成市が負担する。

2 前項の規定により難い事由が発生したときは、組合の議会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和2年10月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 組合の議員の選出その他のこの規約を施行するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。

別表（第13条関係）

発生期日	経費区分	負担割合	算出基礎	
組合設立の日からごみ広域処理施設の供用開始の日の前日まで	組合の運営に係る経費	均等割		
	ごみ広域処理施設の建設等に必要な用地の取得に係る経費			
	ごみ広域処理施設の建設に係る経費	人口割		当該会計年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数とする。
	ごみ広域処理施設の建設及び稼働に伴い廃止する既存のごみ処理施設の解体に係る経費	既存のごみ処理施設の所在する市が負担		
ごみ広域処理施設の供用開始の日以後	組合の運営に係る経費	均等割		
	ごみ広域処理施設の建設等に必要な用地の取得に係る経費			
	ごみ広域処理施設の管理運営に係る経費	搬入量割		前々年度の対象ごみの搬入量の実績とする。
	ごみ広域処理施設の建設及び稼働に伴い廃止する既存のごみ処理施設の解体に係る経費	既存のごみ処理施設の所在する市が負担		

備考

- (1) 組合の運営に係る経費とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 議会費（議会の運営に係る一切の経費）
 - イ 総務費（一般管理費、財政調整基金費、公平委員会費及び監査委員費）
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、組合の組織の運営に必要と認められる経費
- (2) ごみ広域処理施設の建設に係る経費とは、次に掲げるものをいう。

ア 衛生費（施設整備基本計画策定費、設計費、建設費等）

イ 予備費

(3) 既存のごみ処理施設とは、朝霞市クリーンセンター、和光市清掃センター及び和光市旧ごみ焼却場をいう。

(4) ごみ広域処理施設の管理運営に係る経費とは、次に掲げるものをいう。

ア 衛生費（維持管理費、運営費等）

イ 予備費

(5) ごみ広域処理施設の供用開始の日以後に生じた組合の責任において実施する大規模な改修等に係る経費の負担については、組合及び構成市において協議の上、別に定める。

(6) 別表による経費を起債により調達する場合には、起債時の経費区分及び負担割合をもって元利償還金を^{あん}按分する。